

2010年（平成22年）1月28日

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安 富 潔

情報公開請求の一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2009年（平成21年）9月2日付けで諮問された「本藤沢〇丁目〇ー〇N T T柱移設についての住民説明会結果報告、経過書」の情報公開請求の一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、「本藤沢〇丁目〇ー〇N T T柱移設についての住民説明会結果報告、経過書」の行政文書公開請求に対し、2009年（平成21年）7月22日付けでした一部承諾決定処分で、非公開とした部分（別紙7、12、14、16に限る。）のうち、別表に掲げる部分を除き、公開すべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、2009年（平成21年）7月22日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「本藤沢〇丁目〇ー〇N T T柱移設についての住民説明会結果報告、経過書」について行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同日付けで「本藤沢〇丁目〇ー〇N T T柱移設についての経過書」を対象文書として特定し、異議申立人に対し、一部承諾決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、同月23日付けで、実施機関に対し、本件処分のすべての取消しを求める異議申立てを行った。
- (4) 異議申立人は同月31日付けで、異議申立てに係る趣旨に「別紙7、12、

14、16の部分に限定する」旨の「補正書」の提出を行った。

- (5) 実施機関は、同年9月2日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書について2009年（平成21年）7月22日付けで実施機関のなした本件処分のうち、別紙7、12、14、16（以下「本件文書」という。）の部分に限り取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は異議申立書で、「私有財産保全を目的とする情報確保の為。（第6条第1号（エ）（個人に関する情報）」と主張したが、口頭意見陳述において、非公開部分は個人情報に当たらず、また仮に当たったとしても、個人の権利利益を害するものではない、と主張を訂正した。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が、非公開理由説明書において主張している内容は、次のようである。

本件文書の中で非公開とした情報は、条例第6条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるためであり、その理由については次のとおりである。

(1) 別紙7は、出席者の氏名は、戸籍・身分に関する情報のため、会議内容の全文、課題と問題点の全文、次の予定の全文については、自治会会議録など他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別されおそれがあるため。

(2) 別紙12、別紙14は、インターネットによるメールのうち氏名、住所、電話番号、メールアドレスは戸籍・身分に関する情報のため。

(3) 別紙16は、出席者、会議内容の個人名と文章内容は、戸籍・身分に関する情報のため、会議内容の一部については、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため。

異議申立人は、市が保有する公文書の開示請求を行い、「私有財産保全を目

的とする情報確保の為」を理由に、藤沢市情報公開条例第6条第1号ただし書きエの規定を根拠とし、処分の取り消しを求めているが、藤沢市情報公開条例解釈運用基準では、ア「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは、人の生命、身体等への危害が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等から市民を保護する必要がある場合の情報、イ公開するか否かの判断に際しては、公にする利益と個人の権利利益とを比較検討をするものとする、とある。現状については、NTT柱は平然と建っており、約35年間天候や地震の影響を受けずに、異議申立人の財産に危害を与えていない。また、NTTの説明からも平時における安全性の確保がされているため、早期に移設工事を行う必要性があるとは言えず、異議申立人の主張している「私有財産保全を目的とする情報確保の為」には該当せず、非公開とした。

5 審査会の判断理由

審査会は、本件文書並びに異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求対象の情報

本件請求対象文書は、藤沢市本藤沢〇丁目〇番〇号敷地内に敷設のNTTの電信柱の移設に関しての経過を綴ったものであり、平成20年7月から平成21年3月までの記録である。そのうち本件文書は、市の対応の記録や、移設に関しての市へのメールでの苦情・要望、実施機関が送付した書面である。

(2) 実施機関の処分の当否

実施機関は、条例第6条第1号に該当することを理由に、本件文書中の一部を非公開とした。

条例第6条第1号は、行政文書公開義務の例外として、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開とする旨規定している。

本件文書は、地域が特定された事件の経過書の綴りの一部であるが、このうち別紙7、別紙14の対応記録等には、市政の情報や実施機関の対応方針、周知の事実等について書かれており、条例第6条第1号にはあたらず、これが公開されることにより、直ちに具体的な弊害がもたらされるとは考えられないものが含まれている。

別紙12のメールでの苦情・要望については、苦情申立者の実体験に基づく市への苦情・不満の内容を具体的に記録したものであり、これらの情報は

苦情申立者に密接した個人生活に関する情報が含まれており、プライバシーを侵害する蓋然性が高いと判断されるため、非公開が妥当であると考えられる。また、その個人識別部分以外の部分についても、単に私的な表白であって、「公正で開かれた市政の推進」（条例第1条）を目的とする情報公開制度の趣旨に照らして、部分公開をすべき必要性、合理性は認められない。

別紙16の非公開部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと認められ、原処分に不当な部分はない。

以上のことから、本件非公開部分には、公開が妥当だと判断される情報が相当程度含まれていると認められ、別表に掲げた部分は条例第6条第1号に該当するが、その余の部分は同号に該当しないと判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、別紙16は原処分どおりとしたが、条例第7条第1項の趣旨から、文章中、非公開の範囲を画するに当たっては、公開した部分に付き前後の意味が通るよう注意されたい。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2009. 7.22	・ 行政文書公開請求書受付
7.22	・ 行政文書公開一部承諾決定処分
7.23	・ 行政文書公開異議申立書受理
7.31	・ 異議申立人から「補正書」の提出
9. 2	・ 市長から審査会へ諮問書の提出
9. 3	・ 審査会から市長へ非公開理由説明書の提出要請
9.25	・ 市長から審査会へ非公開理由説明書の提出
9.25	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
10. 1	・ 審査会から市長へ対象文書の提出要請
10. 2	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出（郵送 9.30 付け）
10. 6	・ 市長から審査会へ対象文書の提出
10.15	・ 審議
11.19	・ 異議申立人の意見陳述及び実施機関への事情聴取
12.17	・ 審議
2010. 1.21	・ 審議
1.28	・ 答申

第12期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2008年2月1日～2010年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学法学部教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
石 渡 信 孝	(前)株式会社湘南国際村協会代表取締役
青 木 孝	弁護士
金 井 恵里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者